

第 26 回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会		
開催日時	令和 7 年 12 月 18 日 (木) 午後 1 時 30 分	
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之	
欠席議員		
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稻員 美佳	

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 それでは、大変長らくお待たせしました。ただ今から公金の支出及び職員の懲戒規定等に関する調査特別委員会を開会いたします。

では、本日の議事に入ります。

まず、1番目でございますが、第三者委員会及び執行部からの文書についてでございますが、第三者委員会と称する合議体より、文書が議長と委員長に来ております。法的立て付けについて以前と全く変わっていない問題や、専門家の先生方の意見等も踏まえて、回答については前回と同様、回答ができない旨を事務局から提出させようと思っております。この件につきまして何かご意見等があればお願いをいたします。いかがですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ないということで、この件につきましては、その旨事務局に提出させますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしということで、それでは、この件につきましてはそのように決定をいたします。

次に、執行部に記録の提出を求めましたところ、不提出という回答が来た件でございますが、こちらは法に基づき進めている調査に必要なことですので、再度提出を求めようと思いますが、ご意見をお願いをいたします。いかがですか。平山委員。

○平山賢治委員 2月8日付町長からの回答によれば、理由が3つ示されております。その中で、「調査対象が特定されていない」とか、それから「必要性について疑義がある」ということで出されていないと思うんですけど、当然、我々は議決に基づく必要最低限の調査を行っているわけでありますから、その件を今後、法的助言者の方のご指導を受けながら、また提出を求めるとしていることでしょうけれども、さらにこれをもってしてもお出しいただけないという場合は、正当な理由がなく百条委が求めた記録を提出しないということで、地方自治法第100条3項で、刑事告発なども視野に考えないといけないのかなとは思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。本件に関しましては、その旨も転記して資料を求めるということで進めたいと考えますが。平山委員。

○平山賢治委員 12月2日付で議長名で書いておりますように、拘禁刑や罰金に処せられることがあるということをやっぱり再度申し上げていただければと思います。

以上です。

○古賀世章委員長 いかがですか。その意見に関して、ほかにご意見があれば。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 分かりました。ご意見ありがとうございます。

この件につきましては、その旨、事務局に提出させたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしということでございますので、この件につきましてはそのように決定をいたします。

今まで委員会で取り上げてまいりました内容につきまして、口頭でご説明はしておりましたが公開していない文書もありました。文書でいただいているものにつきましては、今後、事務局で準備が整い次第、委員会開催時に順次公開していくこととしたいと思いますが、このことにつきまして何かご意見があればお願いをいたします。どうぞ、局長。

○山田恭恵議会事務局長 発言の機会を与えていただきありがとうございます。事務局からですけれども、例えば佐々木氏の、「書類は提出できません」ということについて、多分、この中では議題になっていると思うんですけれども、その書類をお渡しておりますので、これも公開することとしたいと思いますし、宿泊証明については、それのみを公開はしておりましたが、それはもともと大刀洗町の財務会計の伝票に添付されていたものですので、その大元の財務会計の伝票、それから出張命令、復命書、それと証明書を合わせてセットでお出しするような形にしていきたいと思っています。また、他の資料につきましても、この委員会中に議題となりましたことについては順次、委員会の都度準備でき次第公開していきたいと思っておきます。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。そのほか、どなたかご意見等があればお願いいいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 それでは、このことにつきまして順次公開していただきたいというふうに思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしということで、この件につきましてはそのように決定をいたします。よろしいですか。

その他で何かございませんでしょうか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 前回の委員会でも申し上げたかと思いますが、重複するかもしれません、もう一度ご報告させていただきます。

10月10日に久留米税務署のほうに行って、かてての会計処理についてお伺いをしておりまます。町側が税務署で確認を取るような行動が見受けられませんでしたので、こちらのほうで確認

のため行かせていただきました。

質問内容としては、他の団体が町のインボイス番号を使っていいのか、どのような問題点があるのか、町が直営事業として営利事業を行うということはあるのか、インボイスを発行している相手方にどのような影響があるのか、法人税は申告をする必要があるのか、収益事業を行う場合に消費税の申告は必要か等を質問してまいりました。12月1日に、再度、久留米税務署のほうに行きました、報告を受けております。久留米税務署からの大まかな回答は一般論にはなりましたが、このような会計処理は見たことがないということでお答えをいただいております。また、佐藤税理士のほうに入っていただきまして、かてての事業を分析していただきました。かてては通帳1枚のみで全てを管理しているということで、出された資料・通帳とそのほかの資料を付き合わせながら佐藤税理士のほうには見ていただいております。その中で通帳で記載されている事業内容、分かる分ですけれども、かててが行っている事業はマルシェ、ふるさと納税、香港便、ベビーギフト、ブルゾン、[REDACTED]関係、このように6つほど事業があるのではないかという分析が行われております。あと、枝豆。ここで見ていただきましたところ、マルシェは受託販売の形態、あと、物品販売業とみられるということです。

収支計算書の見込みはできるものの、今ある資料だけでは正確に数字的にまとめることは困難だと言われております。また、書類関係ですけれども、[REDACTED]や[REDACTED]、[REDACTED]等の決済において、明細書がないため、支払手数料額が不明である。また、現金の過不足がみられる。これは現金管理がルーズだと思われるということです。現金決済に関わる領収等がないため、支払金額が確認できない。また、[REDACTED]についても明細書がないため金額の確定ができない。[REDACTED]関係については、取引内容自体が不明である。現在、資料以外は保存がないことであるが、ないことの確認・証明がされていない。全体として資料の有無が分からず、現在の資料を検討しても正確にまとめることは困難である。年ごと、また年度内においても書類の作成方法に変更があり、一定していない。提出された書類を検討した結果、企業会計原則のほぼ全てに当てはまらず、信憑性は極めて低いということです。企業会計7原則、1、真実性の原則、2、正規の簿記の原則、3、資本取引・損益取引区分の原則、4、明瞭性の原則、5、継続性の原則、6、保守主義の原則、7、单一性の原則、この7つの原則ほぼ全てに当てはまらないということでございました。また、利益計算についてですけども、令和3年から6年度分が出されておりますが、その収支内容を検討していただいております。実額による把握は次の理由により困難であったということで報告を受けております。理由内容といたしましては、事業を行う場合に課せられている帳簿義務を全く無視した事業活動を行っており、総勘定元帳はもとより、売上帳、仕入帳、経費帳といった補助簿も一切作成されていない。

次に、令和6年度については決算書を、他の年度については一般会計雑入計算表を作成して各

年度の収支計算しているものの、根拠となる商標類の保存がない。各年度ごとに月別収支内訳表等が作成されているが、年度により、また、年度途中で作成方法が異なるなど一貫性がなく、これらの書類だけでは計算できない。

各年度の集計表等を見ると、現預金の入出金を基に作成しているが、経理の基本である発生主義によらず、現金主義により計算し、期末に発生主義へ一部修正している。そのため、一部重複するなど正確性がない。

次に、香港便、ふるさと納税、マルシェ等で発生する支払手数料の金額が全く売上げに反映していない。売上集計表が数種類存在する令和3年度の内容を見ると、それぞれの集計表に記載の売上金額が相違しており、信憑性がない。

以上のとおり、記帳・原子記録等の保存がなく、実額による把握は困難であり、推計により利益計算せざるを得ないというご回答をいただいております。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。そのほか、どなたかご意見があればお願ひをいたします。いかがですか。よろしいですか。事務局のほうから何かございませんでしょうか。よろしいですか。はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほど私が報告いたしました内容、佐藤税理士からの内容も事務局のほうから公表していただきたいと思います。

○古賀世章委員長 事務局、何かご意見があればお願ひをいたします。

○山田恭恵議会事務局長 承知いたしました。

○古賀世章委員長 それではよろしくお願ひをいたします。

そのほか、どなたかご意見等があればお願ひをいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

それでは、ないようござりますので、以上で本日の調査特別委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後1時50分閉会)